滝沢市空き家バンク制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、空き家の有効活用を通して、住み替えによる住環境の改善並びに市内への移住及び定住の促進による地域の活性化を図るために実施する空き家バンク制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　空き家　市内に所在する居住又は店舗の営業等の用に供されることを目的として建築され、かつ、現に居住又は使用をしていない建築物（近く居住又は使用しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地（当該建築物が存在した跡地を含む。）をいう。

(２)　空き家バンク制度　市が市内の空き家に関する情報を登録し、当該空き家の利用を希望する者に対して情報を提供する制度をいう。

(３)　所有者等　空き家に係る所有権その他の当該空き家等の売却又は賃貸（転貸を除く。）を直接行うことができる権利（以下「所有権等」という。）を有する者をいう。

(４)　仲介業者　宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条第１項の免許を受けて宅地建物取引業（同法第２条第２号の宅地建物取引業をいう。）を営む者をいう。

（適用上の注意）

第３条　この告示は、空き家バンク制度以外による空き家の取引を妨げるものではない。

（空き家の登録の申込み等）

第４条　空き家バンク制度を利用し、その所有する空き家の売買をしようとする所有者等は、滝沢市空き家バンク制度登録申込書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(１)　滝沢市空き家バンク制度登録申込に係る同意書兼誓約書（様式第２号）

(２)　滝沢市空き家バンク制度登録カード（様式第３号）

(３)　空き家の所有権等を有することを証する書類の写し

(４)　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認し、適切であると認めた場合は、滝沢市空き家バンク制度登録台帳（以下「空き家登録台帳」という。）に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(１)　申込者が滝沢市暴力団排除条例（平成24年滝沢村条例第16号）第２条第２号の暴力団、同条第３号の暴力団員、同条第４号の暴力団員等、同条第５号の暴力団経営支配法人等及びこれらの者と密接な関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）である場合

(２)　その他市長が適当でないと認めた場合

３　市長は、前項の規定により空き家登録台帳に登録をしたときは、滝沢市空き家バンク制度登録完了通知書（様式第４号）により、当該申込みをした者に通知するものとする。

（空き家の登録内容の変更）

第５条　前条第３項の規定による登録の通知を受けた者（以下「空き家登録者」という。）は、登録内容に関し変更があったときは、速やかに滝沢市空き家バンク制度登録内容変更届（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更の届出があったときは、その内容を確認し、適当であると認めたときは、当該届出をした者に係る空き家登録台帳の登録内容を変更するものとする。

３　市長は、前項の規定による変更をしたときは、滝沢市空き家バンク制度登録変更通知書（様式第６号）により、当該空き家登録者に通知するものとする。

（空き家登録の抹消）

第６条　市長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家を空き家登録台帳から抹消し、滝沢市空き家バンク制度登録抹消通知書（様式第７号）により、当該空き家登録者に通知するものとする。

(１)　滝沢市空き家バンク制度登録取下申出書（様式第８号）を提出したとき。

(２)　空き家登録台帳に登録された空き家に係る所有権等に異動があったとき。

(３)　空き家登録台帳に登録された日又は前条の規定により空き家登録台帳の内容が変更された日から起算して２年を経過したとき。

(４)　第４条第１項の規定による申込みの内容に虚偽があったとき。

(５)　暴力団員等であることが明らかになったとき。

(６)　その他市長が適当でないと認めたとき。

（利用登録の申込み等）

第７条　空き家登録台帳に登録された空き家の利用を希望する者は、滝沢市空き家バンク制度利用登録申込書兼同意書（様式第９号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(１)　滝沢市空き家バンク制度利用登録に係る誓約書（様式第10号）

(２)　当該申込者の現在の住所等が分かる証明書等の写し

２　市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認めたときは、滝沢市空き家バンク制度利用者登録簿（以下「利用者登録簿」という。）に登録する。

３　市長は、前項の規定による登録をしたときは、滝沢市空き家バンク利用登録完了通知書（様式第11号）により、当該利用の申込みをした者に通知するものとする。

（利用登録内容の変更）

第８条　前条第３項の規定による通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録内容を変更しようとするときは、滝沢市空き家バンク制度利用登録内容変更届（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更の届出があったときは、その内容を確認し、適当であると認めたときは、当該届出をした者に係る利用者登録簿の登録内容を変更するものとする。

３　市長は、前項の規定による変更をしたときは、滝沢市空き家バンク制度利用登録変更通知書（様式第13号）により、当該空き家登録者に通知するものとする。

（利用登録の抹消）

第９条　市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を抹消するとともに、滝沢市空き家バンク制度利用登録抹消通知書（様式第14号）により、当該利用登録者に通知するものとする。

(１)　滝沢市空き家バンク制度利用登録取下申出書（様式第15号）を提出したとき。

(２)　空き家の利用の目的が趣旨に反すると認められるとき。

(３)　第７条第１項の規定による申込みの内容に虚偽があったとき。

(４)　利用者登録簿に登録された日又は前条の規定により空き家登録台帳の内容が変更された日から起算して２年が経過したとき。

(５)　暴力団員等であることが明らかになったとき。

(６)　その他市長が適当でないと認めたとき。

（情報の提供等）

第10条　市長は、必要に応じて、空き家登録者、利用登録者又は仲介業者に対して空き家登録台帳又は利用者登録簿に登録された情報を提供するものとする。

（空き家の交渉等）

第11条　市長は、空き家登録者及び利用登録者並びに仲介業者が行う交渉及び契約については、直接これに関与しない。

２　空き家登録者は、当該空き家に係る利用登録者との交渉及び契約に関して仲介業者に依頼することができるものとする。

（個人情報の取扱い）

第12条　空き家登録者及び利用登録者並びに仲介業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　個人情報（空き家登録台帳及び利用者登録簿から知り得た情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために取得し、収集し、作成し、若しくは利用しないこと。

(２)　個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。

(３)　個人情報を棄損、又は滅失することのないよう適切に管理すること。

(４)　保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。

(５)　個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、遅滞なく市長に報告し、その指示に従うこと。

（補則）

第13条　この告示に定めるもののほか、空き家バンク制度の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この告示は、令和２年12月18日から施行する。